

オンラインリモート機能を利用した指導に関する運営ガイドライン (「活動の手引き」に関する補足)

(対象となる範囲)

第1条 本ガイドラインでは、公益財団法人日本手芸普及協会（以下「本協会」）が作成した各部門「活動の手引き」（以下「活動の手引き」）の記載内容のうち、本協会のカリキュラムを利用した生徒への指導および卒業証書・認定証の申請に関連した事項を追加で定めるものとします。

(学習方式とリモート教室)

第2条 本協会のカリキュラム及び卒業証書、資格認定証の発行は教室における対面方式での指導を前提としていますが、新型コロナウイルス感染症への対応として、対面指導に加えてオンラインリモート機能を利用した指導（以下、「リモート教室」）を認めることにいたします。なおリモート教室とは、ZOOM や Skype などリアルタイムのビデオ及び音声通話ツールを利用し、電子デバイス等で相互コミュニケーションをとりながら指導する方法を言います。

(リモート教室の利用条件および禁止事項)

第3条 リモート教室を利用する場合は、以下を守って指導活動を行ってください。

- (1) 新規・既存の生徒にかかわらず、カリキュラム各科の **80%までを限度**とし、残りは対面方式の授業を行ってください。
- (2) 一度に指導する学習者の人数は **20名を上限**としてください。
- (3) リモート教室へのアクセス先 URL、ID、パスワードなどは、指導者と生徒以外の第3者に知られないよう責任をもって管理してください。
- (4) リモート教室を妨害する行為（リモート教室等に対する不正なアクセスや不適切な行為等も含む）があった場合は、直ちに利用を中止してください。
- (5) リモート教室での授業内容を録画・録音し、それらを SNS や掲示板などインターネット上にアップロードする行為は禁止します。
- (6) 本人の許可なく生徒の個人情報を SNS や掲示板などインターネット上にアップロードしたり外部に漏洩させないようにしてください。
- (7) 生徒について、SNS や掲示板などで誹謗中傷したり誤った情報を発信することを禁止します。
- (8) リモート教室では、生徒自身の画像・音声等の発信が他の生徒にも見られていることを事前に説明し、個人情報の管理への注意喚起を行ってください。

(卒業証書・認定証の申請手続き)

第4条 リモート教室を利用して指導した場合の卒業証書・認定証の申請手続きは、以下

を守って行ってください。

- (1) 提出作品の確認は、指導講師が実物にて行ってください。(写真や画像のみは不可)。
- (2) カリキュラムの最短履修期間は「活動の手引き」記載通りで変更はございません。
- (3) 卒業証書・認定証の申請手続は「活動の手引き」記載通りで変更はございません。

(リモート教室の利用許可の取り消し)

第5条 第3条および第4条の各条項が守られなかった場合は、当該会員に対しリモート教室の利用を禁止することがあります。また、電磁的記録に関する罪もしくは不正アクセス、または著作権侵害などにより法律に基づく処分を受けることもあります。

(通信教育講座の禁止)

第6条 通信教育講座は、当協会主催講座(および当協会が認めた講座)のみとなります。

(改定)

第7条 本ガイドラインおよび実施に関し必要な事項は、社会情勢およびネットワーク環境等を鑑み必要に応じて随時改定するものとし、本協会のウェブサイトおよび情報誌等にて発表いたします。

2.「学習の手引き」または本ガイドラインが改定され、双方の内容に齟齬が生じた場合は、改訂の月日が新しい方の内容を有効とします。

附則

本ガイドラインは、2020年7月31日から施行します。

公益財団法人日本手芸普及協会
事務局長 児島 大介
164-0013 東京都中野区弥生町 5-6-11
TEL 03-5342-3670